



グラントソントン致同 Japan Desk News Flash

2019 年第 14 号

今回のテーマ：発票を紛失した際の対応方法

国函[1993]174 号『中華人民共和国発票管理弁法』、中華人民共和国国务院令第 587 号『国务院の「中華人民共和国発票管理弁法」の修正に関する決定』、国家税務総局令第 37 号『中華人民共和国発票管理弁法実施細則』、国家税務総局公告 2014 年第 19 号『国家税務総局の増値税発票受領・使用プロセスの簡素化に関する問題の公告』等より、一般納税者が専用発票を紛失した場合、下記に記載されている各条件と照らし合わせ、対応する方法により処理できる。

項目	条件	仕入税額控除認証後に、発票紛失	仕入税額控除認証前に、発票紛失
控除綴りのみ紛失		購入者は、発票綴りのコピーを保存し、税務調査時に提出する。	購入者は、発票綴りを以て認証を行い、発票綴りのコピーを保存し、税務調査時に提出する。
発票綴りと控除綴りどちらも紛失		購入者は、販売者が提出した記帳綴りコピー及び販売者の所轄税務機関より発行された『紛失増値税専用発票申告済証明書』或いは『紛失貨物運輸業増値税専用発票申告済証明書』（以下、『証明書』と略称。）を仕入税額控除証憑として保存し、税務調査時に提出する。	購入者は、販売者が提出した記帳綴りのコピーを以て仕入税額控除認証を行い、且つ、記帳綴りコピー及び販売者の所轄税務機関より発行された『証明書』を仕入税額控除証憑として保存し、税務調査時に提出する。
発票綴りのみ紛失		発票の控除綴りを記帳証憑とし、発票控除綴りのコピーを保存する。	
空白発票を紛失		・紛失が明らかになった当日に、速やかにその事実を所轄税務局へ書面にて報告する。 ・新聞に発票失効の声明を掲載する。 ・「発票紛失/損害報告表」を記入する。	

注：増値税専用発票のワンセット綴りとは、販売者の保存用の記帳綴り、購入者の保存用の発票綴り、仕入税額控除の認証用の控除綴りなどをいう。

中華人民共和国国务院令第 587 号より、発票を紛失若しくは勝手に発票を破損した場合、税務当局は是正を命じ、1 万元以下の罰金を科すことができる。状況が深刻な場合、1 万元以上 3 万元以下の罰金を科し、違法所得を没収する。

お見逃しなく：

- 増値税専用発票を紛失した場合、速やかに納税申告証明書を取得しなければならない（税務局のオンライン窓口より、『紛失増値税専用発票申告済証明書』を申請する）。また、控除証憑と後続管理に必要な各書類を適切に保管しなければならない。
- 企業は未発行（空白）発票を適切に保管しなければならない。未発行（空白）発票を紛失した場合、取得者による悪用を防ぐため、関連規定に従い適時に処理・対応すべきである。

以上

